

## すすき自生エリアの野焼きの実施について（内規）

### ■目的

保津川かわまちづくりの一環として、右岸高水敷に自生するすすきが獣害の隠れ家となっている現状への対策を行うとともに、保津川沿いの素晴らしい自然風景を将来にわたり保全することを目的として、野焼きを実施する。

### ■法的根拠

#### ◆野焼き禁止の例外規定を運用

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

### ■実施日

令和8年2月21日（土）午前9時～正午

延期日：3月1日（日）同時刻

### ■実施場所

亀岡市篠町山本下蓼島地内 ※別紙参照

### ■実施主体

保津川かわまちづくり推進協議会

※市は事務局として対応

### ■実施面積

推進協議会と相談の上、決定（試行的範囲面積）

50m×50m（刈り倒し点火） 周辺約10mの延焼帯確保

### ■実施方法

- ・すすきを事前に刈取り点火  
ガスの点火棒により風下から火をつける。
- ・延焼帯の確保→周りを囲むように約10m程度の延焼帯（短く刈り込む）

### ■事前周知

○事前周知回覧文・チラシ作成（影響自治会配布、JR馬堀駅・トロッコ亀岡駅にチラシ掲載）

- ・回覧文（別紙のとおり）

令和8年1月10日の篠町自治会区長会で事前周知

令和8年2月2日 保津町自治会へ回覧文周知依頼

- ・市ホームページ、LINEに掲載

■実施に向けた事前協議

- ・メンバー構成→推進協議会、亀岡市、京都府南丹土木事務所、京都府自然環境保全課、京都府南丹広域振興局農商工連携・推進課、京都府南丹保健所環境衛生課、亀岡消防署予防課、亀岡警察署生活安全課、地元自治会（篠町、保津町）地元消防（篠町）、京馬車
- ・協議内容→実施内容について

■関係機関への届出

- ・消防署への対応…火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出

■実施体制

- ・保津川かわまちづくり推進協議会（実施メンバーの選出）
- ・市、南丹土木事務所、地元消防篠分団、篠町自治会（参加必須）

■苦情対応

河川管理者及びチラシ掲載の問い合わせ先が行う（市・南丹土木事務所）  
※事前周知（チラシ）により対応していることを説明。

■焼いたすすき等の処理

そのまま放置（鎮火の確認）…地元消防団へ鎮火確認依頼

■消火活動

地元消防団より小型ポンプ車を配備  
周囲に消火器持参の消火体制を構築

■準備作業

すすき刈り、延焼帯→実施主体（推進協議会事務局：亀岡市）  
実施区域周囲に事前放水による延焼防止対策（地元消防篠分団）

■保険の加入

推進協議会事務局：亀岡市が加入

■当日における中止判断の基準

実施時間帯における気象警報等の発令状況が下記に該当する場合、中止するものとする。

○実施時間帯において、「強風注意報」又は「火災警報」が事前に発令されている場合  
なお、実施中に発令された場合は、その時点で中止とする。

○実施場所において、風が強まったと思われる時で、風速を測定し平均風速が毎秒10メートルを超えている場合。

※当日午前7時00分に現地状況から実施の判断を行う。

■緊急連絡体制及び中止時連絡体制

緊急の事態発生又は雨天、強風等で実施を中止した際は、緊急・中止連絡網で連絡を行うこと。

【緊急・中止連絡網】

